

加害者、被害者にならないために

守ろう！！

理解させよう！！

自転車利用のルール

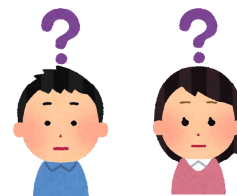
各学年用リーフレット

春日市教育委員会（令和5年6月）

じてんしゃ じどうしゃ おな くるま なかま
自転車は自動車と同じ「車」の仲間！

どうろ うんてん まも
道路で運転するためにはルールを守らないといけません。

どんなルールが必要かな？



- ① じてんしゃ しゃどう ほどう つか
自転車は車道と歩道のどっちを使えばいいのかな？
- ② こうさてん なに き
交差点では何に気をつければいいのかな？
- ③ よる じてんしゃ うんてん とき なに
夜に自転車を運転する時は、何をしなくてはいけないのかな？
- ④ お酒を飲んで運転してもいいのかな？
- ⑤ じてんしゃ うんてん なに
自転車を運転するときは何をかぶらなくてはいけないのかな？

じてんしゃ れんしゅう き
自転車の練習をするときに気をつけること！

- ① ひろいばしょ おとな ひと いっしょ おこな
広い場所で大人の人と一緒にいきましょう。



×



- ② 「のれる」ことと道路で「うんてんできる」ことは違います。



×



※あきち ひと
空き地に、ほかの人たちがいない
ことあそ かくにん
や遊んでいないことを確認し
てからおとな いっしょ れんしゅう
大人と一緒に練習します。

※どうろ
道路ではルールがあります。
じてんしゃあんぜんりようごそく まな
自転車安全利用五則を学んでから
どうろ うんてん
道路で運転します。

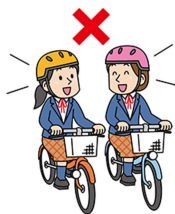
し 知っておこう安全ルール！ (しょうらい ^{じてんしゃ}の 自転車に乗るために)

の きんし
ふたり乗り禁止！



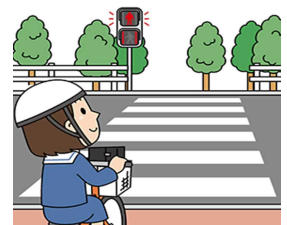
じてんしゃ ひとりよう の もの
自転車は一人用の乗り物で
す。絶対に守りましょう。

へいしんきんし
並進禁止！



どうろ ひろ た つう
道路に広がるので、他の通
行の 妨げになり危険です。

しんごう まも
信号を守る！



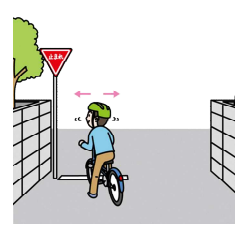
しんごう かなら まも
信号は必ず守りましょう。
こうつう だいいっぽ
交通ルールの第一歩です。

よる てんとう
夜はライト点灯！



あいて
ライトをつけないと相手
から発見されず危険です。

こうさてんいちじていし
交差点一時停止！



じてんしゃじ こ おお
自転車事故の多くは、
こうさてん はっせい
交差点で発生しています。

ちゃくよう
ヘルメット着用！

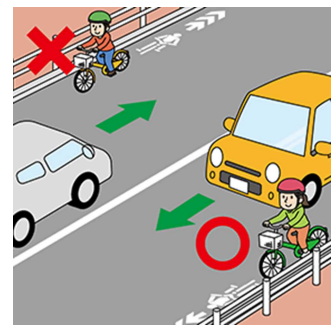


じ こ おお こ
事故にあった多くの子どもが
あたま おお
頭に大けがをしています。

かんが
考えてみよう！

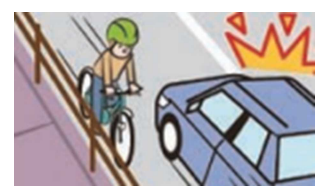
じてんしゃ しゃどう ひだりがわ よ つうこう
自転車は、車道の左側に寄って通行しな
ければなりません。

じてんしゃ みぎがわつうこう きんし
自転車の右側通行は禁止されています。



もし、あなたが自転車に乗って右側通行をしたとすれば、どんな危険
なことが起こるでしょうか？

-
-
-



自転車は自動車と同じ「車」の仲間！

道路で運転するためにはルールを守らないといけません。

<自転車交通安全利用五則>

- ① 車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先
- ② 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- ③ 夜間はライトを点灯
- ④ 飲酒運転は禁止
- ⑤ ヘルメットを着用



◆車道が原則、左側を通行



道路交通法上、自転車は軽車両と位置づけられていますので、歩道と車道の区別があるところは車道を通行するのが原則です。



車道の左側に寄って通行しなければなりません。

◆歩道は例外、歩行者を優先



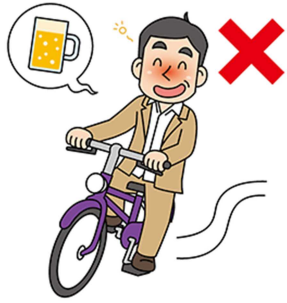
歩道は歩行者優先です。すぐに停止できる速度で車道寄りの部分を徐行し、通行を妨げそうなきは一時停止しなければなりません。

◆ヘルメットを着用



ヘルメットは頭のサイズに合ったものを選びましょう。先端はまゆ毛の上辺りに合わせて水平にかぶりましょう。あごひもは、指が1～2本入る程度に調整しましょう。

◆飲酒運転は禁止



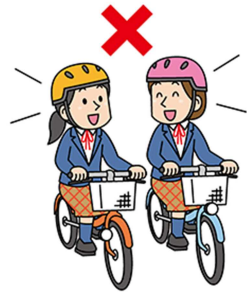
自転車も飲酒運転いんしゅうんてんは禁止されています。酒気を帯びて乗ってはなりません。

◆二人乗りは禁止



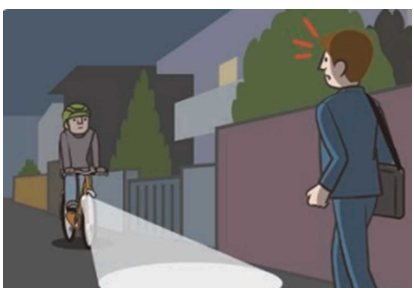
6歳未満の子どもを幼児用座席に乗せる場合を除き禁止されています。

◆並進は禁止



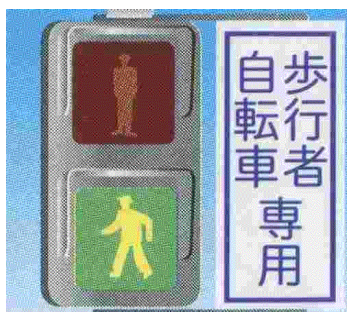
「並進可」の標識がある場所以外では並んで走ってはなりません。

◆夜間はライトを点灯



夜間、道路を走るときは、前照灯と尾灯(反射材)をつけなければなりません。

◆信号を守る

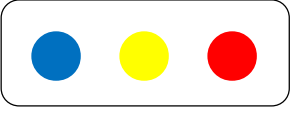


信号を守り、「歩行者・自転車専用」信号機のある場合は従いましょう。

◆交差点での一時停止と安全確認



「止まれ」標識に従い、必ず一時停止しましょう。標識がなくても安全確認！



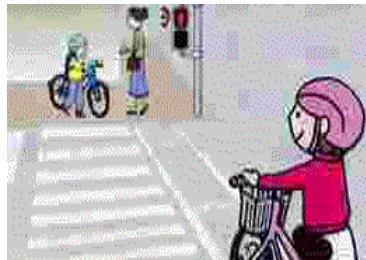
信号を守るとは・・・信号機に従うことです。

車道を走っているとき



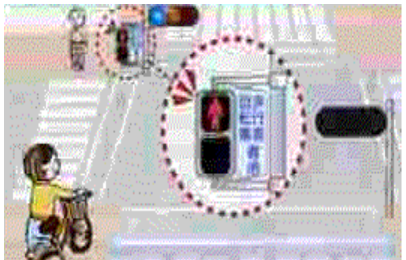
「車両用」の信号機したがに従います

歩道を走っているとき



「歩行者用」信号機したがに従います

自転車・歩行者専用標示板ひょうじばんがあるとき



「標示板」のある信号したがに従います

自転車は「車両」です！ 自転車安全利用五則を守りましょう。



<自転車交通安全利用五則>

- ①車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先
- ②交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- ③夜間はライトを点灯
- ④飲酒運転は禁止
- ⑤ヘルメットを着用

例外である「歩道を走行する場合」を考えてみましょう。

例外 歩道を走行する場合は…

次のいずれかに該当する場合は、普通自転車は歩道を通行することができます。

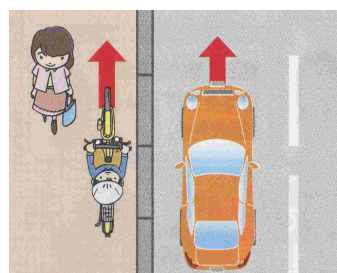
◎歩道に「普通自転車歩道通行可」の標識（右図）があるとき

◎13歳未満の子どもや70歳以上の高齢者、身体の不自由な人が運転するとき

◎道路工事や駐車車両等のため車道の通行が困難な場合

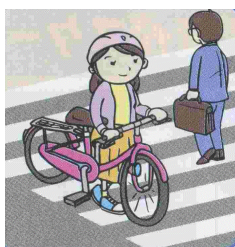


歩行者を
優先



歩道の
車道寄りを
徐行

横断歩道では…

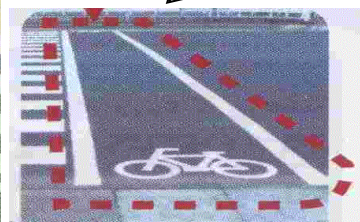


◎歩行者がいたら降りて押す！



◎自転車横断帯があるときは、そこを通る！

自転車横断帯



知っていますか？自転車に関する標識・表示を！



自転車一方通行

自転車は矢印の方向にしか通行できません。



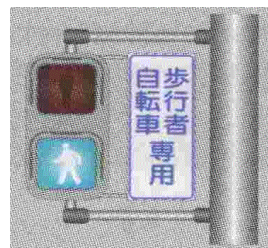
普通自転車歩道通行可

普通自転車も通行できますが、歩行者優先です。



普通自転車専用通行帯

普通自転車は、この標識で示された専用通行帯を通行しなければなりません。



信号機の標示

「歩行者・自転車専用」の標識が付いている場合には、自転車もこの信号に従います。

いつもしていますか？自転車の点検・整備を！

自転車を安全に利用するためには、故障や不具合のない自転車に乗ることが大切です。自転車に乗る前には、以下のポイントを参考に、異常がないか点検しましょう。また、定期的に自転車安全整備店で点検・整備してもらいましょう。

チェーンはスムーズに回転するか？

反射材・尾灯は割れたりしていないか？

スタンド、泥よけはがたつかないか？

ベルは鳴るか？

サドルはがたつかないか？

反射材は光をよく反射するか？

ペダルはがたつかないか？

ハンドルはがたつかないか？

ブレーキはよく効くか？

カゴはがたつかないか？

ライトは明るく点灯するか？

タイヤに適度な空気が入っているか？

点検・整備のポイントは

「ぶたはしゃべる」



ブレーキ



タイヤ



反射材



車体



ベル

自転車は車両です！罰則規定があります！

—交通ルールとマナーを守り、自転車の安全利用を—

自転車は道路交通法上、車両に分類されます。道路交通法に違反した場合は罰金が適用されます。また、福岡県では、平成29年度から福岡県自転車条例が施行されています。

◎「福岡県自転車の安全で適正な利用の促進及び活用の推進に関する条例」

<自転車交通安全利用五則>

- ①車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先
- ②交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- ③夜間はライトを点灯 ④飲酒運転は禁止 ⑤ヘルメットを着用

◆車道が原則、左側を通行



<3月以下の懲役又は5万円以下の罰金>

道路交通法上、自転車は軽車両と位置づけられますので、歩道と車道の区別があるところは車道を通行するのが原則です。

<3月以下の懲役又は5万円以下の罰金>

車道の左側に寄って通行しなければなりません。

◆歩道は例外、歩行者を優先



<2万円以下の罰金又は科料>

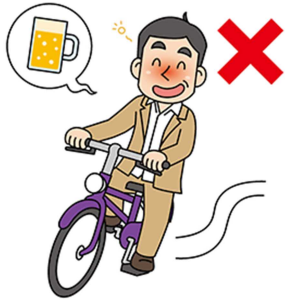
歩道は歩行者優先です。すぐに停止できる速度で車道よりの部分を徐行し、通行を妨げそうなときは一時停止しなければなりません。

◆ヘルメットを着用



自転車を利用するすべての人は、自転車事故による被害を軽減するために、乗車用ヘルメットを着用しましょう。

◆飲酒運転は禁止



＜5年以下の懲役又は
100万円以下の罰金＞

自転車も飲酒運転は禁止されています。酒気を帯びて乗ってなりません。

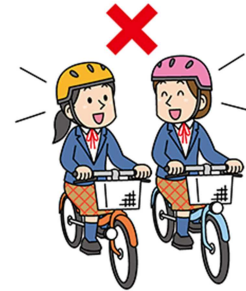
◆二人乗りは禁止



＜2万円以下の罰金又は
科料＞

6歳未満の子どもを幼児用座席に乗せる場合を除き禁止されています。

◆並進は禁止



＜2万円以下の罰金又は
科料＞

「並進可」の標識がある場所以外では並んで走ってはなりません。

◆夜間はライトを点灯



＜5万円以下の罰金＞

夜間、道路を走るときは前照灯と尾灯（反射材）をつけなければなりません。

◆信号を守る



＜3月以外の懲役又は
5万円以下の罰金＞

信号を守り、「歩行者・自転車専用」信号機のある場合は従いましょう。

◆交差点での一時停止と安全確認



＜3月以外の懲役又は
5万円以下の罰金＞

「止まれ」標識に従い、必ず一時停止しましょう。標識がなくても安全確認！

＜その他、自転車安全利用に類する禁止事項等＞

※5万円以下の罰金

- 制動装置不良自転車運転の禁止
- 携帯電話等で通話しながら運転する行為の禁止
- 携帯電話等に表示された画像を注視しながら運転する行為の禁止
- 大音量でイヤホン等を使用して車両を運転する行為の禁止 等



あなたは知っていますか？

—自転車運転中に危険なルール違反を繰り返すと、自転車運転者講習を受けなければならないことを—

自転車運転者講習制度

危険な違反行為（15類型）を3年以内に2回以上繰り返した自転車運転者（14歳以上）は、都道府県公安委員会の命令により、「自転車運転者講習」を受講しなければなりません。

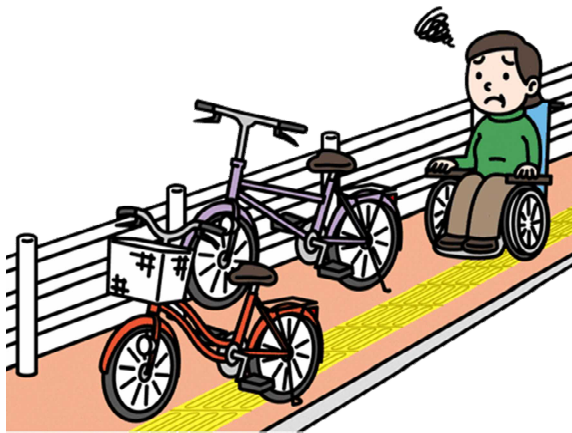


自転車運転者講習の対象となる15種類の危険行為

- 1 信号無視
- 2 通行禁止違反
道路標識等により自転車の通行が禁止されている道路等を通行する行為
- 3 歩行者用道路における車両の義務違反（徐行違反）
自転車の通行が認められた歩行者用道路で歩行者に注意せず、徐行しない行為
- 4 通行区分違反
歩道通行できる場合以外で歩道通行したり、道路の右側を通行したりする行為
- 5 路側帯通行時の歩行者の通行妨害
路側帯で歩行者の通行を妨げるような速度と方法で通行する行為
- 6 遮断踏切立入り
- 7 交差点安全進行義務違反等
信号機のない交差点で優先道路を通行する車両を妨害したりするなどの行為
- 8 交差点優先車妨害
交差点を右折時、直進車や左折車両の進行を妨害する行為
- 9 環状交差点安全進行義務違反等
環状交差点内で車両等の進行を妨害する行為
- 10 指定場所一時不停止等
- 11 歩道通行時の通行方法違反
歩道の通行が認められている場所で歩行者の妨害をする行為
- 12 制動装置（ブレーキ）不良自転車運転
前後輪にブレーキがなかったり、ブレーキ性能不良の自転車を運転したりするなどの行為
- 13 酒酔い運転
- 14 安全運転義務違反
ハンドルやブレーキ等を確実に操作せず、他人に危害を及ぼすような速度や方法で運転する行為
- 15 妨害運転（交通の危険のおそれ、著しい交通の危険）
他の車両を妨害する目的で、逆走、急ブレーキ、急な進路変更などの危険運転をする行為

駐車マナーアップ

—ルール違反の駐車はやめましょう—



- 駐車禁止場所（歩道など）への駐輪は違反です。
- 点字ブロックの上や周辺の駐輪は視覚障害者の通行の妨げになります。
- 迷惑駐輪は緊急時の救急・消防活動の支障となります。

関係ないと思っていないですか？ —自転車事故の高額賠償例—

男子小学生（11歳）が、夜間、自転車で走行中、歩道と車道の区別のない道路において、歩行中の女性（62歳）と正面衝突した。女性は意識不明の重体となった。

9,521万円！の賠償金

（平成25年7月4日神戸地方裁判所判決）

無灯火自転車事故で女子高校生に賠償命令！

5,000万円！の賠償金

（平成17年11月25日横浜地裁判決）

自転車横断帯の手前の歩道から車道を斜めに横断し、対向車線を自転車で直進してきた人と衝突した。相手に重大な障害が残った。

約9,300万円！の賠償金

信号を無視してスピードを出したまま交差点に進入したため、青信号で横断歩道を横断中の人と衝突した。相手は11日後に死亡した。

約5,500万円！の賠償金

事故にあった！目撃した！事故を起こした！

その時に伝えたい市内にある警察署

春日警察署

住所 春日市原町3丁目1番地21

☎ 092-580-0110

自転車による重大事故が発生しています!!

自転車保険

入っていますか？



自転車保険 加入の義務化

福岡県自転車条例により、福岡県内で自転車を利用する場合、自転車保険に加入しなければなりません。

このリーフレットは、福岡県・福岡県警察・福岡県交通安全協会・交通事故をなくす福岡県県民運動本部・内閣府等の各リーフレットを参考に、許可のもと、子どもたちの発達段階を踏まえて作成しています。